諮問庁：内閣総理大臣
諮問日：令和７年１２月１日（令和７年（行情）諮問第１３６４号）
答申日：令和８年９月２８日（令和８年度（行情）答申第６１０号）
事件名：「能動的サイバー防御」の導入に関する法案に関する想定問答等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の３に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書９５」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の４に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年８月２９日付け閣サ第１０４２号により内閣サイバー官（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（２）（略）

（３）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段を持たないため、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、令和７年３月２５日付けで本件請求文書の行政文書開示請求（同月２７日受付）を行った。これを受け処分庁は、令和７年８月２９日付け閣サ第１０４２号をもって原処分を行ったところ、審査請求人から、「①一部に対する不開示決定の取消し。②（略）③他に文書がないか確認を求める。」との審査請求が提起されたものである。

２　本件開示請求及び原処分について

（１）本件開示請求の経緯について

審査請求人は、令和７年３月２５日付けで本件請求文書の行政文書開示請求（同月２７日受付）を行った。

処分庁においては、令和７年４月２１日付け閣副第３３０号により法１１条を適用し、令和７年５月２６日付け閣副第３９６号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定（以下「先行開示決定」という。）を行い、さらに、残りの行政文書について令和７年８月２９日付け閣サ第１０４２号により原処分を行った。

（２）本件開示請求の原処分について

処分庁においては、原処分において、文書１外９４件（本件対象文書）を適正に特定した上で、本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

３　審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

（１）審査請求人の主張

審査請求人は、以下のとおり主張している。

①　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

②　（略）

③　他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段を持たないため、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

（２）原処分の妥当性について

上記（１）①については、上記２（２）のとおり、処分庁において、本件対象文書の不開示箇所について、不開示事由の該当性を原処分の不開示理由のとおり適正に判断したと認められるところである。

（略）

上記（１）③については、本件審査請求を受け、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定及び原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

したがって、原処分は妥当である。

４　結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１２月１日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月１５日　　審議
④　令和８年８月２５日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同年９月１７日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、別表のとおり、その一部を法５条１号、２号イ、３号、４号、５号、６号及び同号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定方法について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求は、請求文言に「『能動的サイバー防御』の導入に関する法案」と記載されていたことから、令和７年２月７日に閣議決定された「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律」及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に関する想定問答集等の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ　本件対象文書は、国会答弁資料、想定問答集、法律案の説明資料及び逐条解説であり、本件開示請求時点において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は、作成又は取得しておらず、保有もしていない。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書及び別紙の２に掲げる各文書（以下「先行開示文書」という。）の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（２）これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、内閣サイバー官において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有している

とは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）別表の番号１に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、行政機関の直通番号及び携帯電話番号が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、携帯電話番号については、公用携帯電話番号であり、直通番号とともに、一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）別表の番号２に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、携帯電話番号が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該携帯電話番号は、行政機関の担当者個人の携帯電話番号であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該部分は、各担当者の氏名と一体として、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、法５条１号ただし書該当性を検討すると、当該部分については、同号ただし書イに該当する事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、原処分において個人識別部分である各担当者の氏名が開示されていることから、法６条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）別表の番号３に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、質問議員の質問の趣旨や理由など公表されていない議員の活動に関する情報が記載されていると認められる。

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、質問議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあることから、不開示とした。

なお、文書９０に係る不開示部分として、「議員レク時の議員とのやり取りに係る情報」と記載したが、当該情報は含まれておらず、開示決定通知書の記載は誤りであった。

イ　これを検討するに、当該部分を公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（４）別表の番号４、番号８、番号１５及び番号１６に掲げる不開示部分について

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、機械的情報の具体例、提供用選別後情報として想定される情報及び通信情報の提供に伴う整備費用に関する情報等が記載されている。

当該情報は、関係者との協議・調整等が終了していない情報であることから、これらを公にすると、協議中の未成熟な情報が確定的情報との誤解を与え、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ　これを検討するに、当該不開示部分のうち、別紙の４に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、協議中の未成熟な情報について確定的情報との誤解を与え、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、否定し難く、これを覆す事情も認められない。

したがって、当該部分は、法５条５号に該当し、番号４、番号８及び番号１６については同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の４に掲げる部分については、原処分において開示されている部分と同一の内容であり、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められず、また、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとも認められないことから、当該部分は、法５条３号及び５号に該当せず、開示すべきである。

（５）別表の番号５、番号７、番号１０及び番号１２に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、サイバー攻撃に関する情報収集、分析対象、分析能力、対処手法及び運用等に関する情報が記載されていることが認め

られる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の関心事項やサイバー攻撃への対処方法等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、サイバー攻撃への対処に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、番号５及び番号７については同条５号について、番号１０については同条６号柱書きについて、番号１２については同条４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（６）別表の番号６に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、インシデント報告等の運用方法について、意見交換を行った経済団体名及び参加者等が記載されていることが認められる。

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該意見交換については、公開を前提として行われておらず、これらを公にすると、意見交換を行った関係団体が明らかになることに加え、インシデント報告等に関する問合せに当該関係団体が対応せざるを得なくなるなど、当該関係団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。

イ　これを検討するに、当該部分を公にすると、関係団体が明らかになることに加え、インシデント報告等に関する問合せに当該関係団体が対応せざるを得なくなるなど、当該関係団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該部分は、法５条２号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

（７）別表の番号９及び番号１４に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、インシデント事案の具体例並びに重要電子計算機の脆弱性に係る法人名及び製品名等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、インシデント事案に係る特定法人の信用に関わる情報が明らかとなり、特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法５条２号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

（８）別表の番号１１に掲げる不開示部分について

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、サイバー攻撃事案に係る国際情勢に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の情報関心や本法律案制定の背景事情等が明らかとなるなど、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

イ　これを検討するに、当該部分を公にすると、我が国の情報関心や本法律案制定の背景事情等が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（９）別表の番号１３及び番号２０に掲げる不開示部分について

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、加害関係電子計算機の管理者に対する通知方法及び特定の情報システムに関する検討段階の情報が記載されている。

当該部分については、これを公にすることにより、未成熟な検討内容が明らかとなり、外部からの圧力等により当該検討に不当な影響を与え、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、不開示とした。

イ　これを検討するに、当該部分を公にすると、未成熟な検討内容が明らかとなり、外部からの圧力等により当該検討に不当な影響を与え、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該部分は、法５条５号に該当し、番号１３については同条４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（１０）別表の番号１７ないし番号１９に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、無害化措置に関する判断基準、対象事例及び具体的な実施方法等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、警察が実施するアクセス・無害化措置の具体的な方法等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめ、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき

相当の理由があると認められるので、法５条４号に該当し、番号１８については同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（１１）別表の番号２１ないし番号２３に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、サイバー攻撃等に関する防衛省・自衛隊の現状認識及び運用等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊のサイバー攻撃等に関する情勢判断、分析能力及び対処能力等が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、番号２１及び番号２３については同条４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（１２）別表の番号２４に掲げる不開示部分について

ア　当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、無害化措置の国際法上の考え方や外務大臣との協議に関する情報が具体的かつ詳細に記載されており、これらを公にすると、無害化措置に関する外務大臣との事前協議内容等が推察され、その対抗措置を講ずることを容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ　これを検討するに、当該部分を公にすると、無害化措置に関する外務大臣との事前協議内容等が推察され、その対抗措置を講ずることを容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、２号イ、３号、４号、５号、６号及び同号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、内閣サイバー官において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定す

べき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の４に掲げる部分を除く部分は、同条１号、２号イ、３号、４号、５号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の４に掲げる部分は、同条３号及び５号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

「『能動的サイバー防御』の導入に関する法案」に関する想定問答ないしは逐条解説に該当するもの全て。

２　先行開示文書

（１）２０２３０３１０　衆・外務委（公明）吉田君　問（対政府参考人）
（２）２０２３０３２３　衆・安保委（維新）美延君　問１（対政府参考人）
（３）２０２３０３２３　衆・安保委（維新）美延君　問２（対政府参考人）
（４）２０２３０３２３　衆・安保委（維新）美延君　問３（対政府参考人）
（５）２０２３０３２９　衆・経産委（立憲）馬場君　問（対政府参考人）

３　本件対象文書

文書１　２０２３０４０４＿衆・本会議＿三木圭恵　議員　問４（対総理）
文書２　２０２３０４０４＿衆・本会議＿小泉進次郎　議員　問３（対総理）
文書３　２０２３０４０４＿衆・本会議＿前原誠司　議員　問６（対総理）
文書４　２０２３０４０４＿衆・本会議＿濵地雅一　議員　問５（対総理）
文書５　２０２３０４０６＿衆・安保委＿美延映夫　議員　問１（対政府参考人）等
文書６　２０２３０４０７＿衆・内閣委＿平将明　議員　問（対政府参考人）
文書７　２０２３０４１３＿参・外交防衛委＿羽田次郎　議員　問（対政府参考人）
文書８　２０２３０４１３＿参・外交防衛委＿榛葉賀津也　議員　問４（対官房副長官）
文書９　２０２３０４１４＿衆・安保委＿美延映夫　議員　問１（対政府参考人）等
文書１０　２０２３０４１８＿衆・安保委＿三木圭恵　議員　問（対政府参考人）
文書１１　２０２３０４１９＿衆・地こデジ特委＿湯原俊二　議員　問１（対政府参考人）等
文書１２　２０２３０４２６＿衆・本会議＿榛葉賀津也　議員　問４（対総理）
文書１３　２０２３０４２７＿衆・総務委＿湯原俊二　議員　問１（対政府参考人）等
文書１４　２０２３０５０９＿衆・財金委＿末松義規　議員　問（対政府参考人）

文書１５　２０２３１０２５＿衆・本会議＿玉木雄一郎　議員　問１７（対総理）
文書１６　２０２３１０２５＿衆・本会議＿馬場伸幸　議員　問１７（対総理）
文書１７　２０２３１１０８＿衆・内閣委＿高木啓　議員　問（対大臣）等
文書１８　２０２３１１０９＿衆・総務委＿湯原俊二　議員　問１（対政府参考人）等
文書１９　２０２３１２０７＿参・総務委＿小沢雅仁　議員　問（対政府参考人）
文書２０　２０２３１２０７＿参・内閣委＿柴田巧　議員　問５（対大臣）等
文書２１　２０２３１２０７＿衆・安保委＿田中健　議員　問（対政府参考人）
文書２２　２０２４０２０１＿衆・本会議＿玉木雄一郎　議員　問２５（対総理）
文書２３　２０２４０２０１＿衆・本会議＿馬場伸幸　議員　問２２（対総理）
文書２４　２０２４０２０５＿衆・予算委＿長島昭久　議員　問１（対大臣同旨）等
文書２５　２０２４０２０６＿衆・予算委＿青柳仁士　議員　問１１（対総理）
文書２６　２０２４０２０７＿衆・予算委＿斎藤アレックス　議員　問２（対総理）
文書２７　２０２４０２２２＿衆・予算委＿緒方林太郎　議員（対大臣）問
文書２８　２０２４０２２６＿衆・予算委＿斎藤アレックス　議員　問５（対政府参考人同旨）
文書２９　２０２４０２２７＿衆・予算委（第７分科会）鈴木英敬　議員問（対政府参考人）
文書３０　２０２４０２２７＿衆・予算委（第１分科会）和田義明　議員問２（対大臣）等
文書３１　２０２４０３０１＿衆・予算委＿藤田文武　議員　問２（対総理）
文書３２　２０２４０３１３＿衆・経産委＿小林鷹之　議員　問（対政府参考人）
文書３３　２０２４０３２２＿衆・内閣委＿鈴木英敬　議員問（対政府参考人）

文書３４　２０２４０３２７＿衆・内閣委＿前原誠司　議員　問（対副大臣）
文書３５　２０２４０４０２＿衆・安保委＿重徳和彦　議員　再問５（対政府参考人）等
文書３６　２０２４０４０２＿衆・内閣委＿山下貴司　議員　問（対政府参考人）
文書３７　２０２４０４０４＿衆・本会議＿岩谷良平　議員　問（対大臣）
文書３８　２０２４０４０５＿衆・内閣委＿阿部司　議員　問８（対総理）
文書３９　２０２４０４０９＿衆・安保委＿重徳和彦　議員　問８（対政府参考人）等
文書４０　２０２４０４１７＿参・本会議＿柴田巧　議員　問７（対総理）等
文書４１　２０２４０４１７＿参・本会議＿竹詰仁　議員　問５
文書４２　２０２４０４１８＿衆・本会議　玉木雄一郎　議員　問４（対総理）
文書４３　２０２４０４１９＿参・本会議＿榛葉賀津也　議員　問６（対総理）
文書４４　２０２４０４２２＿衆・予算委＿藤田文武　議員　問（対大臣）
文書４５　２０２４０４２５＿参・内閣経産連合審査会＿東徹　議員　問（対政府参考人）
文書４６　２０２４０５０９＿参・内閣委＿柴田巧　議員　問（対政府参考人）
文書４７　２０２４０５０９＿参・内閣委　竹詰仁　議員　問３（対総理）等
文書４８　２０２４０５０９＿衆・総務委＿奥野総一郎　議員　問１（対政府参考人）
文書４９　２０２４０５１４＿参・外防委＿松川るい　議員　問３（対政府参考人）
文書５０　２０２４０５１６＿衆・安保委＿中曽根康隆　議員　問６（対政府参考人）
文書５１　２０２４０５２０＿参・決算委＿浜口誠　議員　問（対政府参考人）
文書５２　２０２４０６１３＿衆・安保委＿重徳和彦　議員　問１（対政府参考人）等
文書５３　２０２４１００８＿参・本会議＿榛葉賀津也　議員　問１３（対総理）
文書５４　２０２４１２０２＿衆・本会議＿浅野哲　議員　問１６（対総理）

文書５５　２０２４１２０２＿衆・本会議＿福田達夫　議員　問１０（対総理）
文書５６　２０２４１２０５＿衆・予算委＿小野寺五典　議員　問６（対総理）
文書５７　２０２４１２１８＿衆・内閣委＿國場幸之助　議員　問１（対政府参考人）等
文書５８　２０２４１２１９＿参・内閣委＿木戸口英二　議員　問１（対大臣）等
文書５９　２０２４１２２０＿参・本会議＿浜口誠　議員　問１２（対総理）
文書６０　２０２５０１２７＿衆・本会議＿森山裕　議員　問７（対総理）
文書６１　２０２５０１２８＿衆・本会議＿重徳和彦　議員　問２３（対総理）
文書６２　２０２５０１２８＿衆・本会議＿西岡秀子　議員　問２５（対総理）
文書６３　２０２５０１３１＿衆・予算委＿小野寺五典　議員　問８（対総理）
文書６４　２０２５０２０６＿衆・予算委＿平岡秀夫　議員　問（対副大臣）
文書６５　２０２５０２１２＿衆・内閣委＿市村浩一郎　議員　問１（対大臣）等
文書６６　２０２５０２１３＿衆・本会議＿八幡愛　議員　問４（対総理）
文書６７　２０２５０２１７＿衆・予算委＿牧島かれん　議員　問（対大臣）
文書６８　２０２５０３１８＿衆・本会議＿塩川鉄也　議員　問１（対総理）等
文書６９　２０２５０３１８＿衆・本会議＿河西宏一　議員　問１（対総理）等
文書７０　２０２５０３１８＿衆・本会議＿菊池大二郎　議員　問１（対総理）等
文書７１　２０２５０３１８＿衆・本会議＿山岸一生　議員　問２（対総理）等
文書７２　２０２５０３１８＿衆・本会議＿市村浩一郎　議員　問１（対政府参考人）等
文書７３　２０２５０３１８＿衆・本会議＿上村英明　議員　問１（対総理）等
文書７４　２０２５０３１８＿衆・本会議＿國場幸之助　議員　問１（対総理）等

文書７５　２０２５０３１９＿衆・内閣委＿山崎正恭　議員　問１（対政府参考人）等
文書７６　２０２５０３１９＿衆・内閣委＿尾﨑正直　議員　問１（対大臣）等
文書７７　２０２５０３１９＿衆・内閣委＿平沼正二郎　議員　問１（対大臣）等
文書７８　２０２５０３２１＿衆・安保委＿重徳和彦　議員　問６（対政府参考人）
文書７９　２０２５０３２１＿衆・内閣委＿伊東信久　議員　問１（対大臣）等
文書８０　２０２５０３２１＿衆・内閣委＿塩川鉄也　議員　問１（対大臣）等
文書８１　２０２５０３２１＿衆・内閣委＿上村英明　議員　問１（対大臣）等
文書８２　２０２５０３２１＿衆・内閣委＿石井智恵　議員　問１（対政府参考人）等
文書８３　２０２５０３２１＿衆・内閣委＿藤岡たかお　議員　問１（対政府参考人）等
文書８４　２０２５０３２１＿衆・内閣委＿平岡秀夫　議員　問１（対大臣）等
文書８５　２０２５０３２６＿衆・内閣委＿塩川鉄也　議員　問１（対大臣）等
文書８６　２０２５０３２６＿衆・内閣委＿三木圭恵　議員　問１（対政府参考人）等
文書８７　２０２５０３２６　衆・内閣委　山登志浩　議員　問１（対大臣）等
文書８８　２０２５０３２６＿衆・内閣委＿緒方林太郎　議員　問１（対大臣）等
文書８９　２０２５０３２６＿衆・内閣委＿上村英明　議員　問１（対大臣）等
文書９０　２０２５０３２６＿衆・内閣委＿田中健　議員　問１（対政府参考人）等
文書９１　２０２５０３２６＿衆・内閣委＿馬淵澄夫　議員　問１（対大臣）等
文書９２　官民連携の強化、通信情報の利用、無害化に関する想定集（案）（内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室）
文書９３　想定問答集（準備室－法制局）
文書９４　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する

法律案【説明資料：逐条解説】

文書９５　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案【説明資料：確定版】

４　開示すべき部分

文書８７の政府参考人問３の参考１の中段の不開示部分

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
１	文書１	連絡責任者の職場の直通番号、公用携帯番号	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすなど、国の機関の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号に該当するため不開示とした。
	文書２	連絡責任者の職場の直通番号	
	文書３	連絡責任者の職場の直通番号、公用携帯番号	
	文書４	連絡責任者の職場の直通番号	
	文書８		
	文書１２		
	文書１５		
	文書１６		
	文書１７		
	文書１８		
	文書１９		
	文書２０		
	文書２１		
	文書２２		
	文書２３		
	文書２４		
	文書２５		
	文書２６		
	文書２７		
	文書３０		
	文書３１		
	文書３４		
	文書３５		
	文書３７		
	文書３８		
	文書４０		
	文書４１		
	文書４２		
	文書４３		
	文書４４		

	文書４５		
	文書４６		
	文書４７		
	文書４８		
	文書４９		
	文書５０		
	文書５１		
	文書５２		
	文書５３	連絡責任者の職場の直通番号、公用携帯番号	
	文書５４	連絡責任者の職場の直通番号	
	文書５５		
	文書５６		
	文書５７		
	文書５８		
	文書５９		
	文書６０		
	文書６１		
	文書６２		
	文書６３		
	文書６４		
	文書６５		
	文書６６		
	文書６７		
	文書６８	連絡責任者の職場の直通番号、公用携帯番号	
	文書６９		
	文書７０		
	文書７１		
	文書７２		
	文書７３		
	文書７４	連絡責任者の職場の直通番号	
	文書７５		
	文書７６		
	文書７７	連絡責任者の職場の直通番号、公用携帯番号	
	文書７９		

	文書８０	連絡責任者の職場の直通番号	
	文書８１	連絡責任者の職場の直通番号、公用携帯番号	
	文書８２	連絡責任者の職場の直通番号	
	文書８３		
	文書８４	連絡責任者の職場の直通番号、公用携帯番号	
	文書８５	連絡責任者の職場の直通番号	
	文書８６		
	文書８７		
	文書８８		
	文書８９		
	文書９０		
	文書９１		
2	文書１	連絡責任者の携帯番号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
	文書２		
	文書３		
	文書４		
	文書８		
	文書１２		
	文書１５		
	文書１６		
	文書１７		
	文書１８		
	文書１９		
	文書２０		
	文書２１		
	文書２２		
	文書２３		
	文書２４		
	文書２５		
	文書２６		
	文書２７		
	文書３０		

	文書３１		
	文書３４		
	文書３５		
	文書３７		
	文書３８		
	文書４０		
	文書４１		
	文書４２		
	文書４３		
	文書４４		
	文書４５		
	文書４６		
	文書４７		
	文書４８		
	文書４９		
	文書５０		
	文書５１		
	文書５２		
	文書５３		
	文書５４		
	文書５５		
	文書５６		
	文書５７		
	文書５８		
	文書５９		
	文書６０		
	文書６１		
	文書６２		
	文書６３		
	文書６４		
	文書６５		
	文書６６		
	文書６７		
	文書６８		
	文書６９		
	文書７０		
	文書７１		

	文書７２		
	文書７３		
	文書７４		
	文書７５		
	文書７６		
	文書７７		
	文書７９		
	文書８０		
	文書８２		
	文書８３		
	文書８４		
	文書８５		
	文書８６		
	文書８７		
	文書８８		
	文書８９		
	文書９０		
	文書９１		
３	文書５	議員説明時の議員とのやり取りに係る情報	議員説明時の議員とのやり取りに係る情報が記載されており、これらは公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから法５条６号に該当するため不開示とした。
	文書６		
	文書９	議員レク時の議員とのやり取りに係る情報	議員レク時の議員とのやり取りに係る情報が記載されており、これらは公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから法５条６号に該当するため不開示とした。
	文書１０		
	文書１１		
	文書１３		
	文書１４		
	文書１７		
	文書１８		
	文書２４		
	文書２５		
	文書２６		

	文書２７		
	文書２８		
	文書３０		
	文書３１		
	文書３２		
	文書３３		
	文書３６		
	文書３９		
	文書４４		
	文書４８		
	文書５７		
	文書６５		
	文書７５		
	文書７６		
	文書７７		
	文書７８		
	文書７９		
	文書８１		
	文書８２		
	文書８３		
	文書８４		
	文書８５		
	文書８６		
	文書８７		
	文書８８		
	文書８９		
	文書９０		
	文書９１		
４	文書７１	問２の参考２	特定の通信の類型に係る機械的情報として想定される個別の情報についての記載であり、その分析対象が推察できる情報であるところ、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいて
	文書８７	政府参考人問３の参考１（番号５以外の不開示箇所）及び参考２	

			は我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当し、また、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報についての記載であり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
5	文書８７	政府参考人問３の参考１の上部及び参考３	特定の通信の類型に係る機械的情報として想定される個別の情報についての記載であり、その分析対象が推察できる情報であるところ、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当し、また、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報についての記載であり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、

			法５条５号に該当するため不開示とした。
6	文書８２	大臣問１及び政府参考人問２の参考２	経済団体との意見交換をおこなった際のやり取りが記載されており、これを公にすることにより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イに該当するため不開示とした。
7	文書８５	政府参考人問１２の参考の上部	分析の内容や対象が推察できる情報であるところ、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当し、また、内閣府令で定める提供用選別後情報として作成時点で想定される情報についての記載であり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
8	文書８５	政府参考人問１２の参考の下部	分析の内容や対象が推察できる情報であるところ、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害

			するおそれがあることから、法５条３号に該当し、また、内閣府令で定める提供用選別後情報として作成時点で想定される情報についての記載であり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
９	文書８６	大臣問１及び政府参考人問１の参考１	法人名及び製品名が記載されており、これを公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イに該当するため不開示とした。
１０	文書９０	大臣問２及び政府参考人問３の参考２	分析の内容や対象が推察できる情報であるところ、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当し、また、分析の内容や対象が明らかになると、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書に該当するため不開示とした。
１１	文書９４	１ページの一部	当該箇所は、本法律案の制定に至る背景事情として国際情勢に関する情報が記載されたものであり、

			公にすることにより、他国との関係に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１２	文書９４	１０ページ及び１１ページのそれぞれ一部	特定の施設に係る重要電子計算機の範囲の検討経緯を記載したものであり、これを公にすることにより、我が国の関心事項等が推察されることとなり、攻撃者からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書９４	３１ページの一部	公にすることにより、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書９４	３９ページ、６５ページ及び６６ページ（②に限る。）のそれぞれ一部	情報の分析の内容や対象、分析結果の活用方法など、今後の運用において想定される事項が記載されており、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書９４	５６ページ及び５８ページ中段	当該箇所は、想定される通信情報の取得方法を記載したものであり、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることや国の機器を標的とした妨害

			活動を可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書９４	６６ページ（④に限る。）の一部	サイバー攻撃の対処に係る記述であり、公にすることにより、関係者との交渉に不利益が生じることでサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書９４	６７ページ、６８ページ、７９ページないし８２ページ、９２ページ及び１３６ページのそれぞれ一部並びに７７ページ	取得した情報の処理方法や当該情報のうち分析対象となる項目として想定されるものについて記載したものであり、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、また、我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号及び４号に該当するため不開示とした。
	文書９４	１７６ページ、１７７ページ及び１７９ページのそれぞれ一部	情報の分析の内容や対象など、今後の運用において想定される事項が記載されており、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法

			５条３号に該当するため不開示とした。
	文書９４	１８４ページの一部	協議会構成員が提出した資料の取扱いについて意見を付すことの例を挙げたものであり、公になることで、サイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
１３	文書９４	９ページの一部	公共の安全と秩序の維持に関する記載であるところ、その内容が明らかにされれば、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、また、特定の情報システムについての検討中及び未調整の記述であり、これを公にすることにより、外部からの圧力により当該検討等に不当な影響を与えるおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法５条４号及び５号に該当するため不開示とした。
１４	文書９４	１４ページの一部	インシデント事案の具体例に関する情報が記載されたものであり、公にすることにより、法人が営む事業に係る信用が毀損され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イに該当するため不開示とした。
	文書９４	３４ページ及び１５７ページのそれぞれ一部	当該箇所は、届出事項や電子計算機等供給者の一例として、特定の法人の名称や当該法人の製品名が記載されているものであり、公にすることにより、当該法人が特定

			されることで、当該法人が営む事業に係る信用が毀損され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法５条２号イに該当するため不開示とした。
１５	文書９４	２０ページアの一部 ２４ページの一部	当該箇所は、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報の例を挙げたものであり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
	文書９４	５７ページ及び５８ページ下段	当該箇所は、施設又は設備の整備に要する費用に係る情報を記述したものであるが、関係者との調整等を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、関係事業者その他国民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
	文書９４	８８ページ及び９３ページのそれぞれ一部	内閣府令で定める提供用選別後情報として作成時点で想定される情報についての記載であり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、そ

			の内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
１６	文書９４	２０ページイ及び２３ページのそれぞれ一部並びに２１ページ及び２２ページ	当該箇所は、機械的情報について記述する中で、分析の対象となる個別の情報を説明するものであり、その分析手法や内容について推察できる情報であるところ、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当し、また、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報の例を記述しているものであり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。
１７	文書９５	２７ページ、６３ページないし６８ページ、７０ページ及び７１ページのそれぞれ一部	公にすることにより、警察がアクセス・無害化措置をどのように行うのかが明らかとなり、攻撃者に対抗措置を講じられ、実効的なアクセス・無害化措置の実施が困難となり、ひいては公共の安全と秩

			序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法５条４号に該当するため不開示とした。
１８	文書９５	２８ページ、４５ページ、５５ページないし５９ページ、６１ページ、６２ページ、９５ページ及び９８ページのそれぞれ一部	外国治安機関等から提供された情報を公にすることにより、当該国との信頼関係が損なわれるおそれがある、また、警察がどのような情報を基にアクセス・無害化措置を行うのかが明らかとなり、攻撃者に対抗措置を講じられ、実効的なアクセス・無害化措置の実施が困難となり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条３号及び同条４号に該当するため不開示とした。
１９	文書９５	２９ページの一部	公にすることにより、高度な技術・知識を有するサイバー特別捜査部がアクセス・無害化措置を行うことができない事例が明らかとなり、攻撃者に同部が対処できない手法を通じて攻撃を行われるおそれがあり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法５条４号に該当するため不開示とした。
２０	文書９５	５３ページの一部	管理者への具体的な通知方法は、現在、検討中であり、これを公にすることにより、外部からの圧力により当該検討に不当な影響を与えるおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法５条５号に該当するため不開示とした。
２１	文書９５	１１２ページ中段下部、１１８ページないし１２１ペ	自衛隊の運用に関する情報であり、公にすることにより、自衛隊の作戦等に係る手の内を明かすこ

		ージ、１３４ページ及び１５６ページ	とになり、ひいては国の安全や公共の安全と秩序の維持が害されるおそれがあることから法５条３号及び同条４号に該当するため不開示とした。
２２	文書９５	１１２ページ中段上部	公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから法５条３号に該当するため不開示とした。
２３	文書９５	１５３ページの一部	公にすることにより、防衛省・自衛隊の調査分析能力が推察されるおそれがあり、ひいては国の安全や公共の安全と秩序の維持が害されるおそれがあることから法５条３号及び同条４号に該当するため不開示とした。
２４	文書９５	８６ページ、８９ページないし９２ページ、９６ページ、９７ページ、１０２ページないし１０６ページ及び１７８ページのそれぞれ一部	公にすることにより、外務大臣との事前協議内容が推察されるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから法５条３号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局で整理した。